



# 新型コロナウイルス感染症

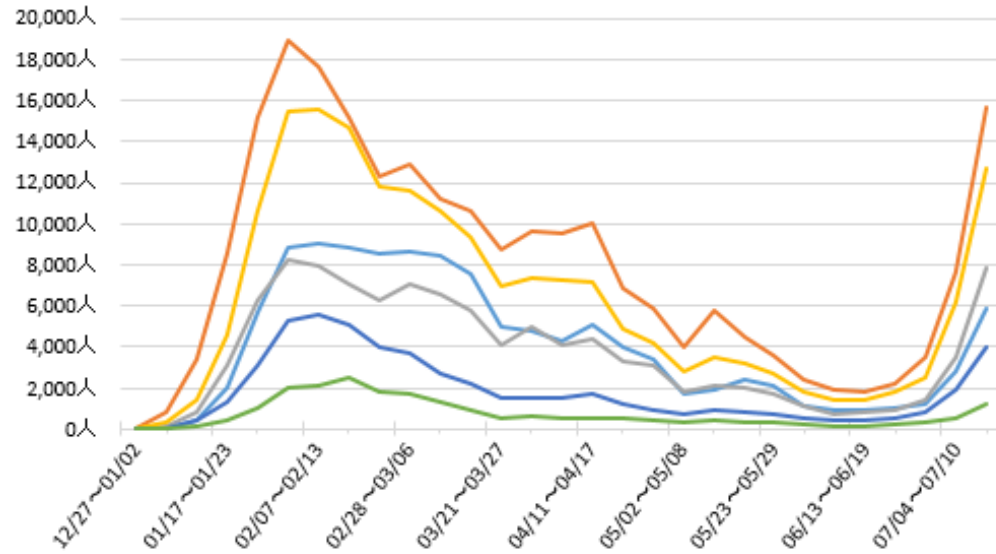
## 現在の感染状況への対応

健康医療局医療危機対策本部室

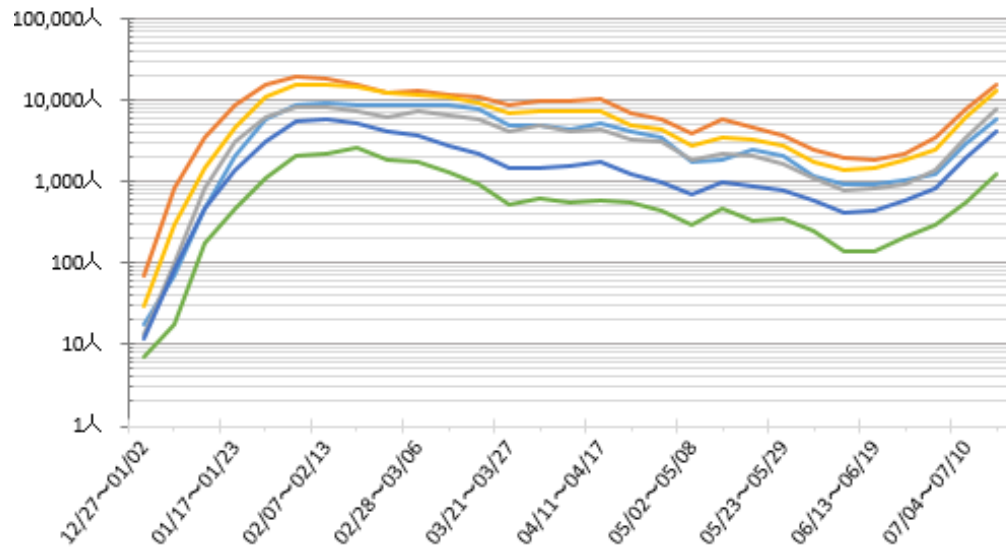
2022年7月27日

# 年代別感染者の推移（週別）

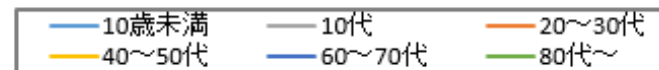
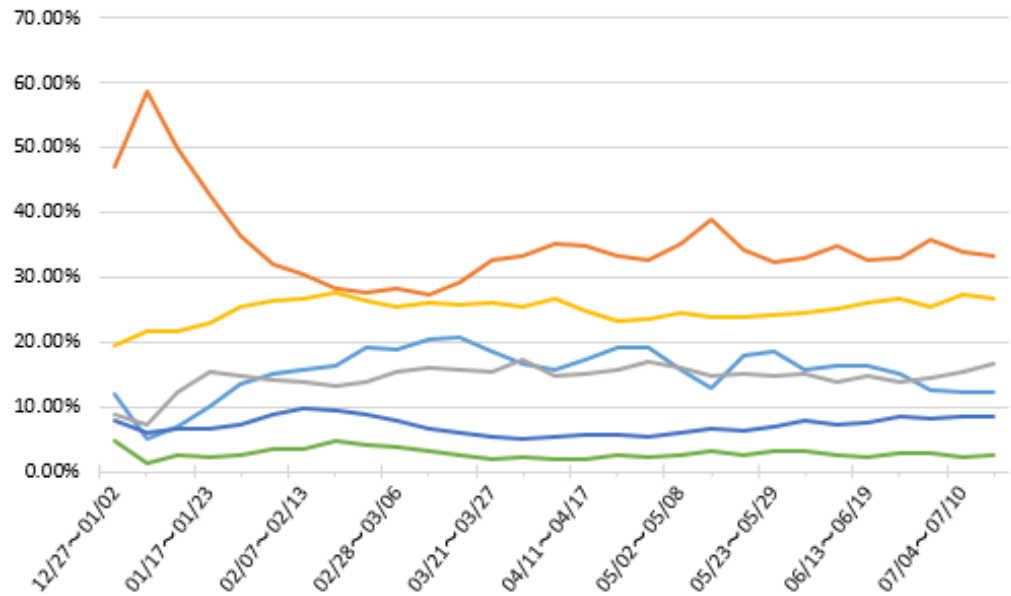
■ 実数ベース



■ 実数ベース（対数スケール版）



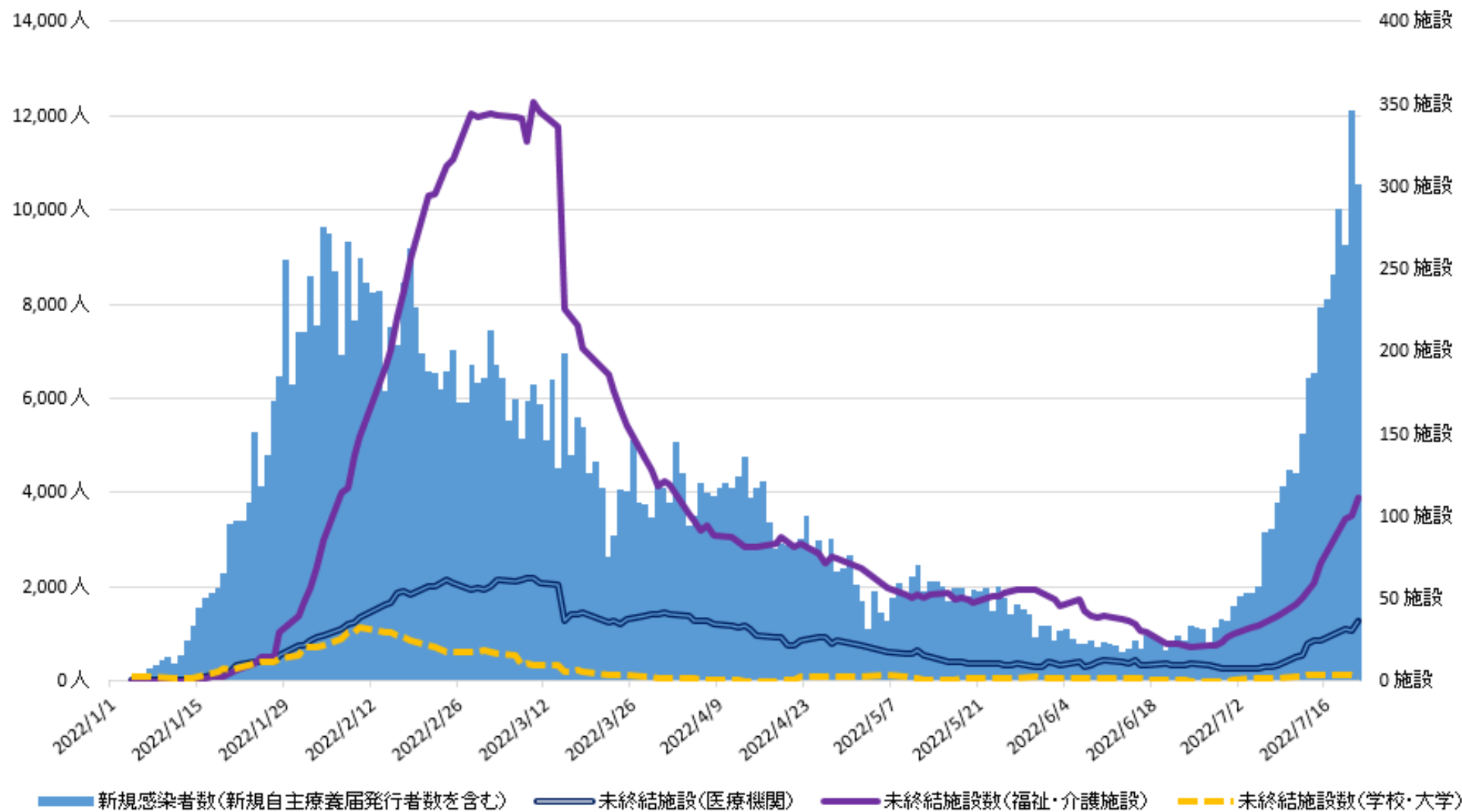
■ 割合ベース



2022年7月17日 現在 ※新規自主療養届発行者数を含む

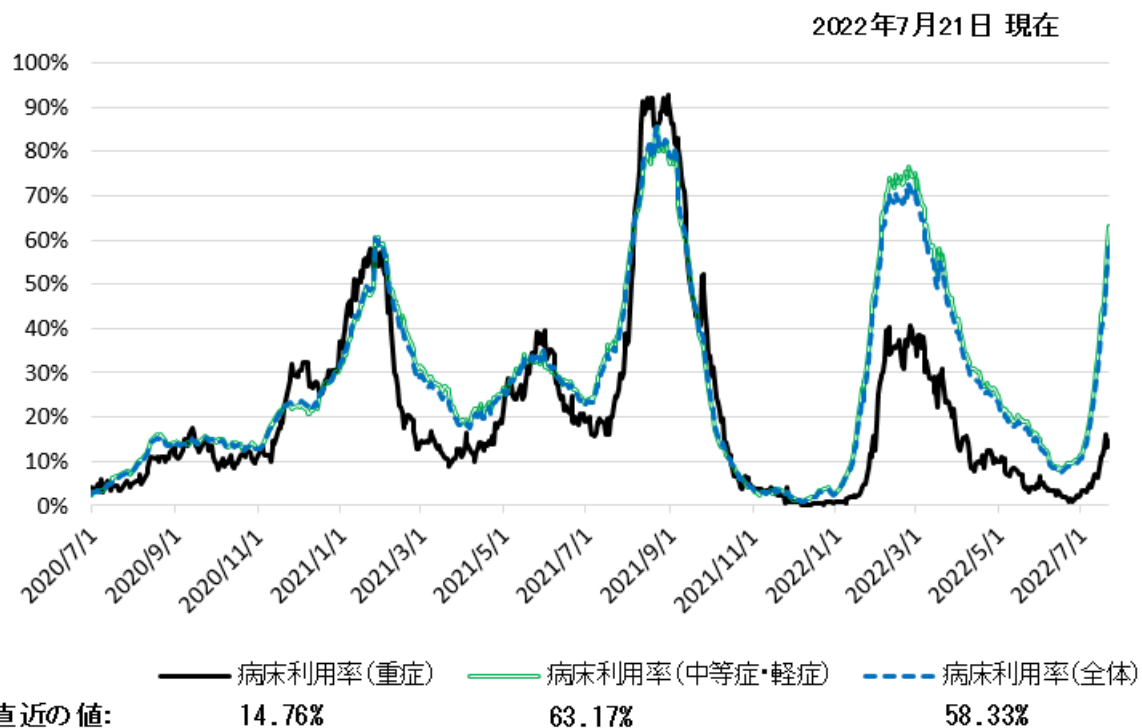
# 新規陽性患者数とクラスター未終結施設数

新規感染者数(自主療養届発行者数を含む)とクラスター未終結施設数



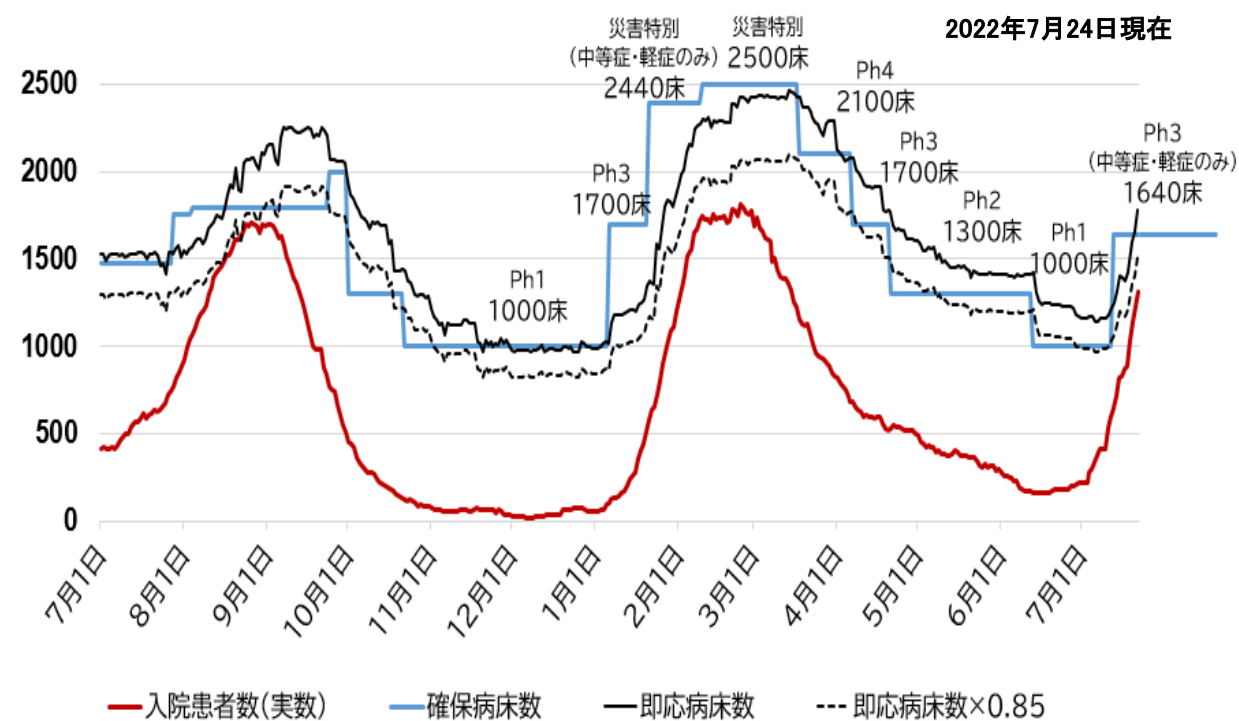
2022年7月21日 現在

## ■ 病床利用率の推移



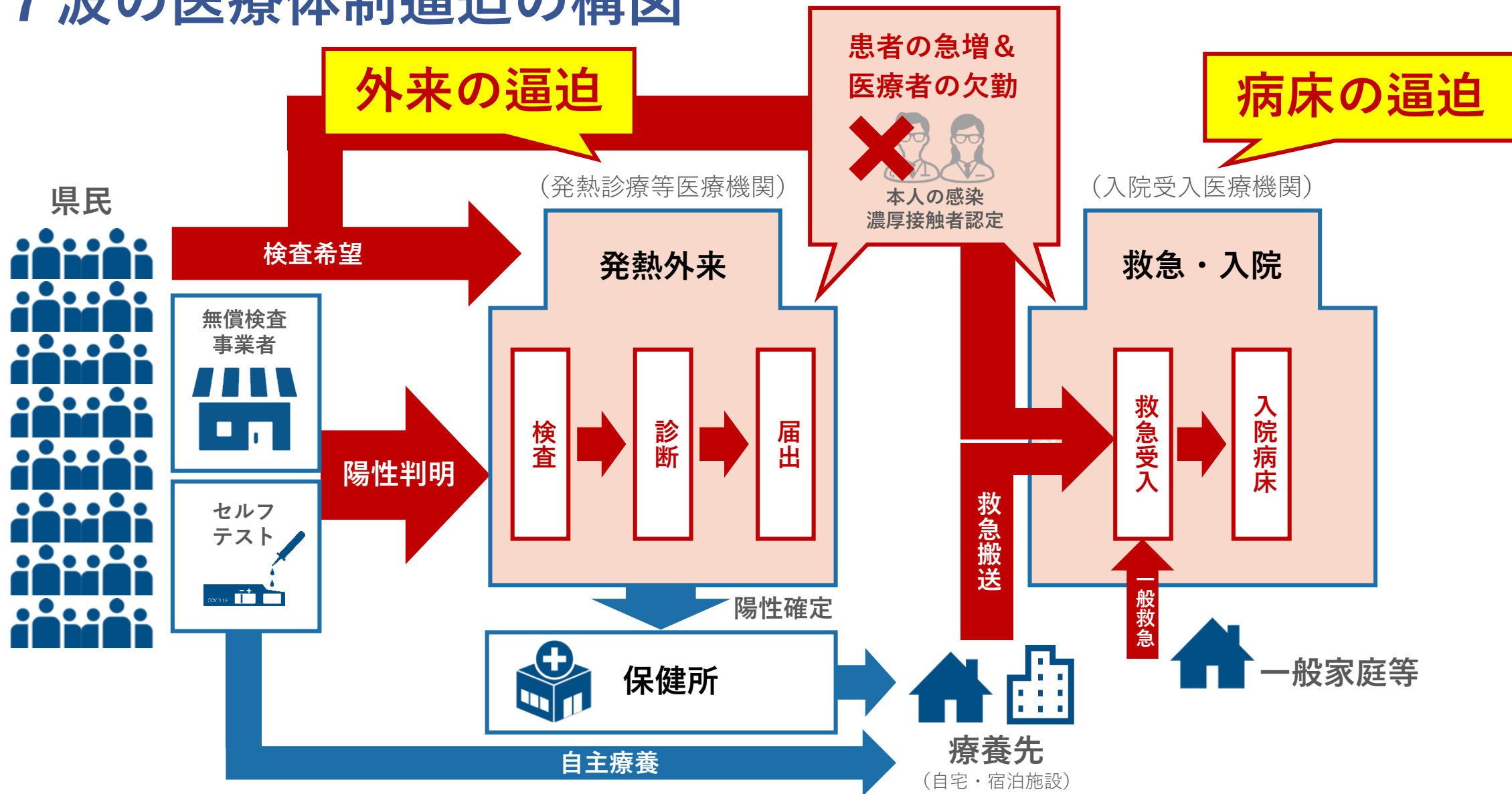
※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。

## ■ 病床と入院者数の推移



(確保病床はその時点における病床確保フェーズの確保病床)

# 第7波の医療体制逼迫の構図



## 「病床確保フェーズ」の引き上げ（7月26日）

- **中等症・軽症**の入院患者に増加傾向が見られることを踏まえ、中等症・軽症の**病床確保フェーズを「3」から「4」に引き上げ**。（重症患者は増加傾向にないため、「1」のまま。）

確保病床	重症	100床	→	100床	（増減なし）
	中等症・軽症	1,540床	→	1,890床	（+350床）
	計	1,640床	→	1,990床	（+350床）

## 新たな病床確保に向けた協力依頼（7月21日）

- **県の新たな感染対策指針** → 病棟単位から病室単位のゾーニングで対応可能となるなど、地域医療の中でより広く患者を受け入れていただく方向性
- **コロナ患者の入院受入実績のない病院をはじめ、さらに多くの病院でコロナ患者の入院に対応いただきたい旨、協力検討を依頼**

## 全国に先駆けた神奈川の「自主療養届出制度」

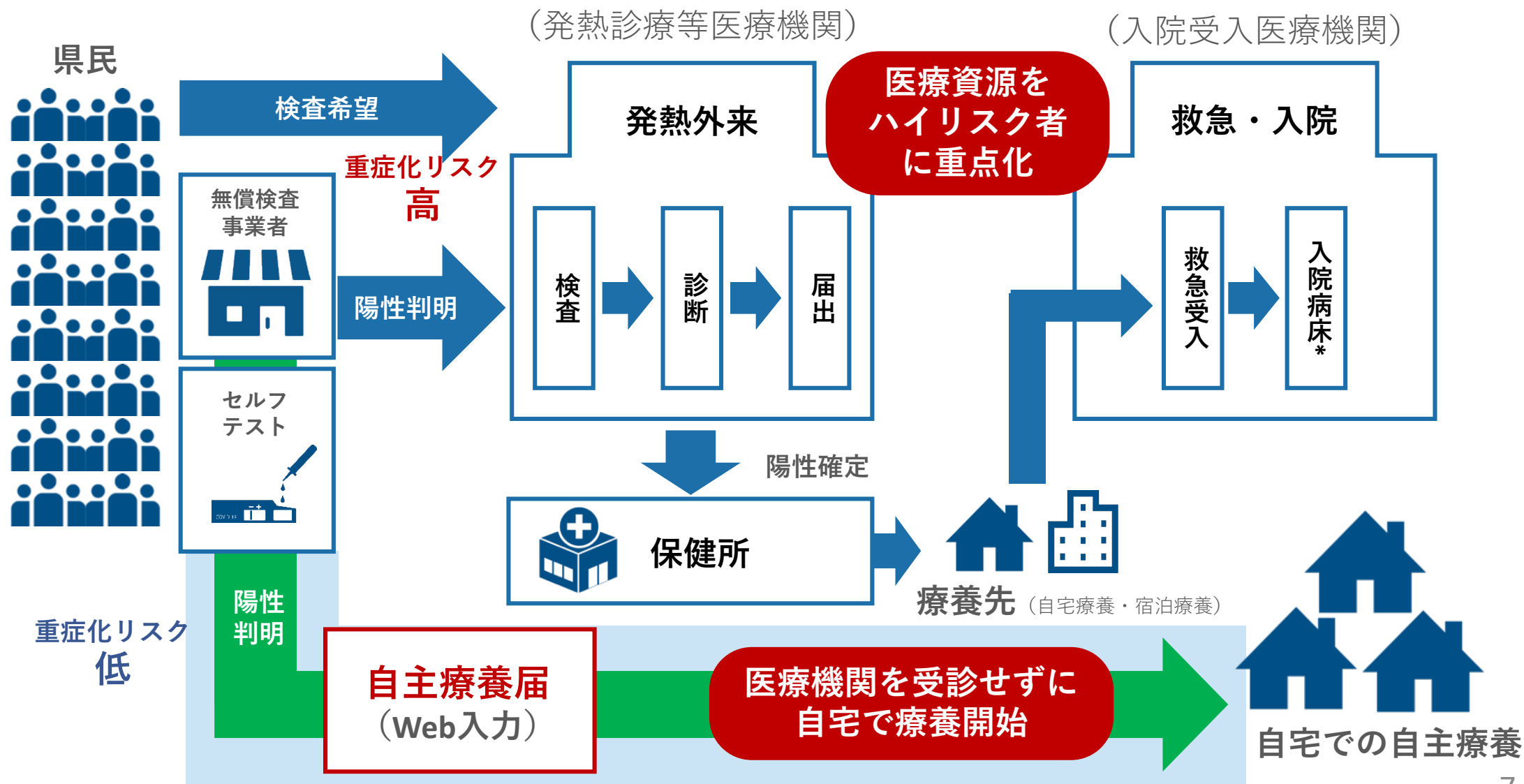
(令和4年1月運用開始)

- 1 セルフテスト（抗原検査キット陽性等）とWebでの「自主療養届」により、医療機関の受診や保健所を経由することなく療養開始が可能
- 2 自主療養中はA Iコールが健康管理をサポート。体調悪化時は医療スタッフが対応するコールセンター「コロナ119」で相談
- 3 療養終了後に保険請求等のための「療養証明書」の発行が可能

重症化リスクの低い方の自主療養を促進することで  
限られた医療資源を、高齢者、基礎疾患\*をお持ちの方等、  
重症化リスクの高い「ハイリスク者」に重点化

\* 糖尿病、慢性呼吸器疾患、心血管疾患、慢性腎臓病 等

# 自主療養の促進→ハイリスク者・重症者への医療資源の重点化





## 県ホームページ／新型コロナウイルス感染症対策ポータル

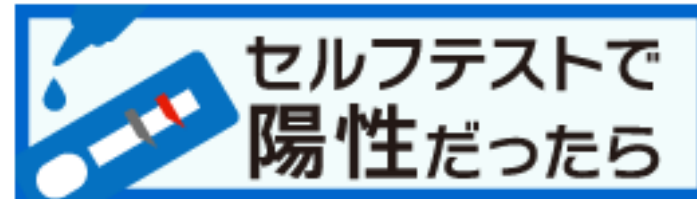
[コロナかなと思ったら](#)



### 県民の皆様へのお願い

感染の急拡大で医療機関が大変混み合っています。真に医療が必要な方の命を救うため、重症化リスクの低い方は、抗原検査キット等でセルフテストを行い、医療機関を受診せずに療養ができる「[自主療養届出制度](#)」のご活用をご検討ください。

[セルフテストで陽性になったら](#)



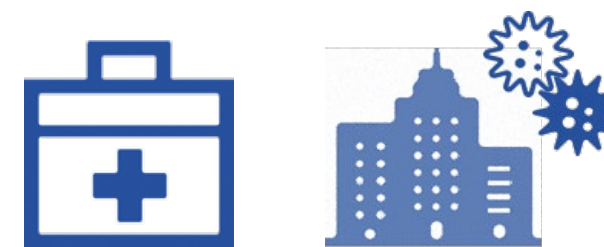
### 企業、学校・保育園等の皆様へ

感染が疑われる従業員や児童生徒・園児等から「[自主療養届出制度](#)」による届出がありましたら、療養休暇などの証明のために医療機関の受診を促さないよう、ご理解ご協力をお願いします。

[自主療養](#)



- 1 パルスオキシメーターの配布を  
重点観察対象者（＝高齢者、基礎疾患をお持ちの方  
等、重症化リスクが高い「ハイリスク者」）  
に重点化
- 2 療養者への配食サービスを  
経済困窮者に重点化





## 医療機関のみなさまへ

1. コロナ患者対応を行ってこなかった病院も、病床の確保にご協力ください
2. コロナ患者対応を行ってこなかった診療所も、発熱診療医療機関（外来）にご協力ください



## 県民のみなさまへ

1. ハイリスク者以外の方は、自主療養を第一の選択としてください
2. そのために、抗原検査キットや食料の備蓄をしてください
3. 発熱等の発症時には、抗原検査キットによるセルフチェックを積極的にご活用ください
4. マスクの適切な着脱や換気など、日頃から基本的感染対策の徹底をお願いします。
5. ワクチン接種（3回目、4回目）を積極的にご検討ください

軽症・無症状の方は、発熱外来を受診せず自主療養をお願いします！

## 1 Webフォームから「自主療養」を申し込みます

申請できるのは、ハイリスク者以外の方です。  
申請には、お手元で陽性反応が出た「抗原検査キット」の画像が必要です。

## 2 「自主療養届」が発行されます

学校や勤務先に、療養中であることを証明できます。

## 3 後日「療養証明書」を発行できます

保険金支払いに使用できる保険会社は県HPをご確認ください。  
なお、発行できるのは県内在住者に限ります。

自主療養の詳細は  
こちら

